

# 井波剣道スポーツ少年団 協力会【父母会 OB会】会則

## 第1章 総則

第1条 本会は井波剣道スポーツ少年団 協力会【父母会 OB会】と称する。

第2条 本会は井波剣道スポーツ少年団の支援と会員相互の親睦を目的とする。

## 第2章 会員及び組織

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員：井波剣道スポーツ少年団を退団した団員の父母

(2) 準会員：井波剣道スポーツ少年団に在団する団員の父母および退団した団員の兄弟（姉妹）が在団する父母

(3) 前2号に掲げるもののほか、当会の趣旨に賛同するもの

2. 前項の会員のうち、本会の運営は総会で選出された委員をもって行う。

委員 若干名

## 第3章 役員

第4条 本会に、委員が互選し、総会の承認により次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1～2名

監事 2名

第5条 会長は正会員の中から選出する。

2. 副会長は会長が推薦するものとする。

3. 会長の推薦により顧問、参与または相談役を置くことができる。

第6条 会長は会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐する。

3. 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

第7条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は速やかに補欠役員を選出する。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

第8条 本会の目的を達成するため次のことを行う。

2. 総会は、年1回会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3. 総会は、委員全員をもって開くものとし、次の各号について審議決定するものとする。

(1) 会則の改正に関すること

(2) 事業計画、予算及び決算に関すること

(3) 役員選任に関すること

(4) その他会長が必要と認めた事項

## 第5章 会計

第9条 本会の会計は会員の賛助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 その他

第10条 この会則に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成 28 年 2 月 7 日から施行する。

### (経過措置)

この規約の施行後、最初の役員の任期は第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## 井波剣道スポーツ少年団 協力会【父母会 OB 会】内規

### I. 会費等

- ① 賛助金 正会員の、入会時にこの主旨に賛同された方から 1000 円
- ② 寄付金 この会の目的に賛同された方から、任意で頂くものとする。

### II. 事業内容

井波剣道スポーツ少年団員への支援

- ① 全国大会出場支援(激励)
- ② その他

III. 当会では慶弔見舞金等は支出しないものとする。

## 井波剣道スポーツ少年団 協力会【父母会 OB 会】役員名簿(H28.2.7~H30.3.31 : 第 1 期)

会長	中山 栄一
副会長	松田 清 ・ 永森 孝之
委員	澤 義博 ・ 青山 誠 ・ 山本 武夫
監事	篠原ゆか(スポ少父母の会会長：小学生) 石川裕子(スポ少父母の会会長：中学生)
参与 相談役	苗加 為雄(井波剣友会会長) 高田 毅(指導者代表)

## 井波剣道スポーツ少年団 協力会【父母会 OB 会】 第 1 期 平成 28 年度事業計画

- 1. H28.2.7 発会式 ・ ・ ・ 蛇の目寿司
- 2. H28.8 総会